

令和 7 年 第 3 回 さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 3 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号））	市 長	P 4
2	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について	〃	P 20
3	さくら市水道事業給水条例の一部改正について	〃	P 27
4	さくら市下水道条例及びさくら市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	〃	P 28
5	令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）	〃	P 31
6	令和 7 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	〃	P 61
7	令和 7 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃	P 77
8	令和 7 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃	P 95
9	令和 6 年度さくら市一般会計決算の認定について	〃	P103
10	令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	〃	P104
11	令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	〃	P105
12	令和 6 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	〃	P106
13	令和 6 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	〃	P107
14	令和 6 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	〃	P108
15	令和 6 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	〃	P109
16	市有財産の貸付けの変更について	〃	P110

番号	事 件 名	提案者	ページ
17	土地改良事業の施行について（向溜地区）	市 長	P111
18	土地改良事業の施行について（笹山溜池地区）	〃	P112
19	土地改良事業の施行について（鹿子畑池（下）地区）	〃	P113
20	土地改良事業の施行について（湯前山池地区）	〃	P114
21	土地改良事業の施行について（鹿子畑池（上）地区）	〃	P115
22	土地改良事業の施行について（新溜地区）	〃	P116
報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	〃	P117
報告 2	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	〃	P119
報告 3	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	〃	P120
報告 4	令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	〃	P121

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 12 号 令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

専決処分第 12 号 専決処分書

令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 241 億 5,196 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 7 月 23 日

さくら市長 中 村 卓 資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,922,075	150,000	4,072,075
1,157,366	150,000	1,307,366
24,001,964	150,000	24,151,964

歳 出

款		項	
2 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,933,170	150,000	3,083,170
2,383,085	150,000	2,533,085
24,001,964	150,000	24,151,964

令和7年度さくら市一般会計補正予算
(第3号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款					補 正 前 の 額	
15	国	庫	支	出	金	3,922,075
歳					入 合 計	24,001,964

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
150,000	4,072,075	
150,000	24,151,964	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
2 総	務 費	2,933,170	150,000
歳 出 合 計		24,001,964	150,000

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
3, 083, 170	150, 000				
24, 151, 964	150, 000				

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,922,075	150,000	4,072,075
	2	国庫補助金	1,157,366	150,000	1,307,366
	1	総務費国庫補助金	295,439	150,000	445,439

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務費補助金	150,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠等） 150,000

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,933,170	150,000	3,083,170	150,000			
	1	総務管理費	2,383,085	150,000	2,533,085	150,000			
		15 特別給付金 交付事業費	7,138	150,000	157,138	150,000			

2 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	150,000	○定額減税調整給付金（不足額給付）事業 交付金 150,000

議案第2号

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の
一部改正について

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月3日提出

さくら市長 中 村 卓 資

さくら市条例第 号

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の
一部を改正する条例

（さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一
部改正）

第1条 さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
（平成17年さくら市条例第38号）の一部を次のように改正す
る。

第8条の2第1項中「職員が規則の定めるところにより、その子
（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職
員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成
立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判
事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職
員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第
27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子

縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第8条の3第1項から第3項、別表第1及び別表第2において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下この項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則の定めるところにより、」に改め、同項第1号中「子のある職員」を「子」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「第2項中「3歳に満たない子」を「並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」」を削り、「あるのは、「」の次に「第15条第1項に規定する」を加える。

第13条第1項中「とする。」を「とし、その期間は、規則で定める。」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第14条中「別表第1で定める休暇とする。」を「規則で定める場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第18条の3第1項におい

て「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 職員の育児休業等に関する条例第25条1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第1及び別表第2を削る。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年さくら市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

（さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。以下同じ」を加える

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「休暇等条例別表第1の11の項に掲げる原因に基づく特別休暇」を「休暇等条例第14条の特別休暇のうち規則で定めるもの」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第24条（見出しを除く。）を次のように改める。

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたこととする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後のさくら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（さくら市職員の育児休業等に関する条例の経過措置）

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内に

において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第3条の規定による改正後のさくら市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の運用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第3号

さくら市水道事業給水条例の一部改正について

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月3日提出

さくら市長 中 村 卓 資

さくら市条例第 号

さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例

さくら市水道事業給水条例（平成17年さくら市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第2条中「さくら市水道事業の設置等に関する条例」を「さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第2条第2項」を「第3条第2項」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

さくら市下水道条例及びさくら市農業集落排水処理 施設条例の一部改正について

さくら市下水道条例及びさくら市農業集落排水処理施設条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月3日提出

さくら市長 中 村 卓 資

さくら市条例第 号

さくら市下水道条例及びさくら市農業集落排水処理 施設条例の一部を改正する条例

（さくら市下水道条例の一部改正）

第1条 さくら市下水道条例（平成17年さくら市条例第161号）
の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市
町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があるとき
は、この限りではない。

（さくら市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第2条 さくら市農業集落排水処理施設条例（平成17年さくら市
条例第136号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市

町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

令和7年度さくら市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度さくら市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,133万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244億329万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加、廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年9月3日提出

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
15 国 庫 支 出 金		
	1 国 庫 負 担 金	
	2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金		
	1 県 負 担 金	
18 寄 附 金		
	1 寄 附 金	
19 繰 入 金		
	1 特 別 会 計 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金	
20 繰 越 金		
	1 繰 越 金	
21 諸 収 入		
	4 雑 入	
22 市 債		
	1 市 債	
歳 入 合 計		

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,072,075	37,760	4,109,835
2,753,845	16,536	2,770,381
1,307,366	21,224	1,328,590
1,993,023	8,268	2,001,291
978,087	8,268	986,355
1,000,007	60,000	1,060,007
1,000,007	60,000	1,060,007
1,974,268	85,094	2,059,362
16,534	72,094	88,628
1,957,734	13,000	1,970,734
400,000	24,134	424,134
400,000	24,134	424,134
1,524,278	19,078	1,543,356
159,954	19,078	179,032
1,176,100	17,000	1,193,100
1,176,100	17,000	1,193,100
24,151,964	251,334	24,403,298

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	2 徴 税 費
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	
	1 保 健 衛 生 費
5 農 林 水 産 業 費	
	1 農 業 費
6 商 工 費	
	1 商 工 費
8 消 防 費	
	1 消 防 費
9 教 育 費	
	1 教 育 総 務 費
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	5 社 会 教 育 費
	6 保 健 体 育 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,083,170	31,163	3,114,333
2,533,085	20,215	2,553,300
234,577	9,500	244,077
218,919	1,448	220,367
8,827,729	53,731	8,881,460
3,487,708	14,459	3,502,167
4,706,986	39,272	4,746,258
1,368,685	0	1,368,685
634,988	0	634,988
688,723	6,770	695,493
670,077	6,770	676,847
1,840,437	14,381	1,854,818
1,840,437	14,381	1,854,818
839,840	5,100	844,940
839,840	5,100	844,940
3,130,154	140,189	3,270,343
990,454	13,374	1,003,828
267,093	12,811	279,904
135,638	8,504	144,142
483,861	25,109	508,970
1,004,717	80,391	1,085,108
24,151,964	251,334	24,403,298

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 商工費	1 商工費	企業誘致推進事業	11,803

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
プロサッカーによる 地域活性化に係る補 助金	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	サッカーによる地域活 性化に係る経費に充て ることを指定して寄附 された企業版ふるさと 納税の額と栃木 SC 練 習拠点整備に係る経費 に充てることを指定し て寄附されたふるさと 納税の額との合算額

第4表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災施設整備事業費	5,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。
氏家公民館整備事業費	14,100	同上	同上	同上

廃 止

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童厚生施設整備事業費	2,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	—	—	—	—

令和7年度さくら市一般会計補正予算
(第4号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款					補 正 前 の 額	
15	国	庫	支	出	金	4,072,075
16	県		支	出	金	1,993,023
18	寄			附	金	1,000,007
19	繰			入	金	1,974,268
20	繰			越	金	400,000
21	諸			収	入	1,524,278
22	市				債	1,176,100
歳 入 合 計						24,151,964

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
37,760	4,109,835	
8,268	2,001,291	
60,000	1,060,007	
85,094	2,059,362	
24,134	424,134	
19,078	1,543,356	
17,000	1,193,100	
251,334	24,403,298	

歳 出

款			補正前の額	補 正 額
2	総	務 費	3,083,170	31,163
3	民	生 費	8,827,729	53,731
4	衛	生 費	1,368,685	0
5	農	林 水 産 業 費	688,723	6,770
6	商	工 費	1,840,437	14,381
8	消	防 費	839,840	5,100
9	教	育 費	3,130,154	140,189
歳 出 合 計			24,151,964	251,334

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
3, 114, 333	7, 035			24, 128	
8, 881, 460	22, 997	△2, 200		32, 934	
1, 368, 685	5, 650			△5, 650	
695, 493				6, 770	
1, 854, 818				14, 381	
844, 940		5, 100			
3, 270, 343	10, 346	14, 100	73, 000	42, 743	
24, 403, 298	46, 028	17, 000	73, 000	115, 306	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	4,072,075	37,760	4,109,835
	1	国庫負担金	2,753,845	16,536	2,770,381
		1 民生費国庫負担金	2,752,845	16,536	2,769,381
	2	国庫補助金	1,307,366	21,224	1,328,590
		1 総務費国庫補助金	445,439	21,235	466,674
		2 民生費国庫補助金	576,363	△11	576,352

16		県支出金	1,993,023	8,268	2,001,291
	1	県負担金	978,087	8,268	986,355
		1 民生費県負担金	953,132	8,268	961,400

18		寄附金	1,000,007	60,000	1,060,007
	1	寄附金	1,000,007	60,000	1,060,007
		3 ふるさとづくり寄附金	1,000,000	60,000	1,060,000

19		繰入金	1,974,268	85,094	2,059,362
	1	特別会計繰入金	16,534	72,094	88,628
		1 介護保険特別会計繰入金	16,533	72,094	88,627
	2	基金繰入金	1,957,734	13,000	1,970,734
		12 さくら市プロサッカーによる地域の元気づくり基金繰入金	100,000	13,000	113,000

20		繰越金	400,000	24,134	424,134
	1	繰越金	400,000	24,134	424,134

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	16,536	子どものための教育・保育給付費国庫負担金（1/2）	16,536
1 総務費補助金	21,235	戸籍法一部改正に伴うシステム改修費補助金（法務省） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）	4,114 17,121
2 児童福祉費補助金	△3,091	次世代育成支援対策施設整備補助金（1/2） 地域こどもの生活支援強化事業費補助金（2/3） 地域診療情報連携推進費補助金（1/2）	△5,500 613 1,796
4 老人福祉費補助金	3,080	子ども・子育て支援事業費補助金（支援分）	3,080

3 児童福祉費負担金	8,268	子どものための教育・保育給付費県負担金（1/4）	8,268

1 ふるさとづくり寄附金	60,000	プロサッカーによる地域の元気づくり寄附金	60,000

1 介護保険特別会計繰入金	72,094	介護保険特別会計繰入金	72,094
1 さくら市プロサッカーによる地域の元気づくり基金繰入金	13,000	さくら市プロサッカーによる地域の元気づくり基金繰入金	13,000

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	1	繰越金	400,000	24,134	424,134

21		諸収入	1,524,278	19,078	1,543,356
	4	雑入	159,954	19,078	179,032
	2	雑入	159,949	19,078	179,027

22		市債	1,176,100	17,000	1,193,100
	1	市債	1,176,100	17,000	1,193,100
	2	民生債	360,100	△2,200	357,900
	6	消防債	14,600	5,100	19,700
	7	教育債	48,700	14,100	62,800

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	24,134	前年度繰越金 24,134

2 民生費雑入	19,078	子どものための教育・保育給付交付金国庫分過年度追加交付金 14,356 子どものための教育・保育給付交付金県費分過年度追加交付金 4,473 子育てのための施設等利用給付交付金国庫分過年度追加交付金 166 子育てのための施設等利用給付交付金県費分過年度追加交付金 83

4 児童厚生施設施設整備事業債	△2,200	児童厚生施設整備事業費 △2,200
2 防災施設整備事業債	5,100	防災施設整備事業費 5,100
22 氏家公民館整備事業債	14,100	氏家公民館整備事業費 14,100

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	3,083,170	31,163	3,114,333	7,035			24,128
	1	総務管理費	2,533,085	20,215	2,553,300	7,035			13,180
		7 企画費	236,408	1,233	237,641				1,233
		9 情報処理費	430,466	7,708	438,174	5,910			1,798
		10 地籍調査事業費	25,585	1,280	26,865				1,280
		12 防犯対策費	19,792	5,155	24,947	1,125			4,030
		15 特別給付金交付事業費	157,138	4,839	161,977				4,839
	2	徴税費	234,577	9,500	244,077				9,500
		2 賦課徴収費	81,131	9,500	90,631				9,500
	3	戸籍住民基本台帳費	218,919	1,448	220,367				1,448
		1 戸籍住民基本台帳費	218,919	1,448	220,367				1,448

3		民生費	8,827,729	53,731	8,881,460	22,997	△2,200		32,934
	1	社会福祉費	3,487,708	14,459	3,502,167	3,080			11,379
		1 社会福祉総務費	826,366	5,146	831,512	3,080			2,066

2 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	891	○総合政策課庶務事務 1,233 会計年度任用職員報酬 891
3 職 員 手 当 等	342	期末手当 186 勤勉手当 156
12 委 託 料	7,708	○住民情報関連システム管理事業 7,708 業務委託料 7,708
1 報 酬	881	○地籍調査事業 1,280 会計年度任用職員報酬 881
3 職 員 手 当 等	339	期末手当 184 勤勉手当 155
8 旅 費	60	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 60
10 需 用 費	5,155	○防犯灯設置管理事業 5,155 光熱水費 5,155
22 償 還 金、利子 及 び 割 引 料	4,839	○住民税非課税世帯支援・定額減税補足給付金事業 4,839 償還金 4,839
22 償 還 金、利子 及 び 割 引 料	9,500	○市税等過年度収入還付金及び還付加算金 9,500 償還金 9,500
1 報 酬	1,087	○住民基本台帳等事務費 1,448 会計年度任用職員報酬 1,087
3 職 員 手 当 等	335	期末手当 182 勤勉手当 153
8 旅 費	26	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 26

1 報 酬	1,305	○福祉事務費 783 会計年度任用職員報酬 435
3 職 員 手 当 等	670	期末手当 182 勤勉手当 153
8 旅 費	91	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 13
27 繰 出 金	3,080	○後期高齢者医療特別会計繰出金 3,080 他会計繰出金 3,080 ○見守り福祉ネットワーク推進事業 1,283

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 国民健康保険費	281,328	1,231	282,559			1,231
		4 国民年金費	21,730	1,205	22,935			1,205
		5 老人福祉費	402,835	521	403,356			521
		6 介護保険費	601,734	6,356	608,090			6,356
	2	児童福祉費	4,706,986	39,272	4,746,258	19,917	△2,200	21,555
		1 児童福祉総務費	2,768,031	39,272	2,807,303	19,917	△2,200	21,555

4		衛生費	1,368,685	0	1,368,685	5,650		△5,650
	1	保健衛生費	634,988	0	634,988	5,650		△5,650
		5 環境衛生費	70,802	0	70,802	5,650		△5,650

5		農林水産業費	688,723	6,770	695,493			6,770
---	--	--------	---------	-------	---------	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
		会計年度任用職員報酬 870 期末手当 182 勤勉手当 153 会計年度任用職員費用弁償（通勤） 78
1 報 酬	870	○国民健康保険庶務事務 1,231
3 職 員 手 当 等	335	会計年度任用職員報酬 870 期末手当 182 勤勉手当 153
8 旅 費	26	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 26
1 報 酬	870	○国民年金事務 1,205
3 職 員 手 当 等	335	会計年度任用職員報酬 870 期末手当 182 勤勉手当 153
22 償還金、利子及び割引料	521	○地域包括支援センター運営事業 521 償還金 521
22 償還金、利子及び割引料	52	○介護保険特別会計繰出金 6,304 他会計繰出金 6,304
27 繰 出 金	6,304	○低所得者保険料軽減負担金事業 52 償還金 52
1 報 酬	922	○こども政策課庶務事務 1,302
3 職 員 手 当 等	354	会計年度任用職員報酬 922 期末手当 192 勤勉手当 162
8 旅 費	26	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 26
12 委 託 料	21,075	○施設型給付・地域型給付等事業 33,515 業務委託料 21,075 負担金 11,998 償還金 442
18 負担金、補助及び交付金	4,668	○少子化対策推進事業 11,178 償還金 11,178
22 償還金、利子及び割引料	12,227	○こどもの貧困対策推進事業 △6,723 補助金 △7,330 償還金 607

		(財源更正)

--	--	--

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	1	農業費	670,077	6,770	676,847				6,770
		5 農地費	203,491	6,770	210,261				6,770

6		商工費	1,840,437	14,381	1,854,818				14,381
	1	商工費	1,840,437	14,381	1,854,818				14,381
		1 商工総務費	154,202	14,381	168,583				14,381

8		消防費	839,840	5,100	844,940		5,100		
	1	消防費	839,840	5,100	844,940		5,100		
		3 防災費	32,559	5,100	37,659		5,100		

9		教育費	3,130,154	140,189	3,270,343	10,346	14,100	73,000	42,743
	1	教育総務費	990,454	13,374	1,003,828	10,346			3,028
		2 事務局費	600,548	13,374	613,922	10,346			3,028
	2	小学校費	267,093	12,811	279,904				12,811
		1 学校管理費	251,342	12,811	264,153				12,811
	3	中学校費	135,638	8,504	144,142				8,504
		1 学校管理費	124,260	8,504	132,764				8,504
	5	社会教育費	483,861	25,109	508,970		14,100		11,009
		6 公民館費	82,814	23,790	106,604		14,100		9,690

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	1,780	○農道等整備補修事業 6,770
		業務委託料 1,780
14 工 事 請 負 費	4,990	工事請負費 4,990

12 委 託 料	11, 803	○企業誘致推進事業	14, 381
		業務委託料	11, 803
18 負担金、補助 及び交付金	2, 578	補助金	2, 578

12 委 託 料	5, 100	○防災事業費 5, 100 業務委託料 5, 100

18 負担金、補助 及び交付金	13,374	○教育振興補助事業 補助金	13,374 13,374
10 需用費	12,811	○小学校管理事業 光熱水費	12,811 12,811
10 需用費	8,504	○中学校管理事業 光熱水費	8,504 8,504
1 報酬	3,480	○氏家公民館運営事業 会計年度任用職員報酬 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員費用弁償（通勤） 工事請負費	21,294 1,740 327 275 43 18,909
3 職員手当等	1,272		
8 旅費	129		
14 工事請負費	18,909		○喜連川公民館運営事業 2,496

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		8 博物館費	138,818	1,319	140,137				1,319
	6	保健体育費	1,004,717	80,391	1,085,108			73,000	7,391
		1 体育総務費	488,420	73,000	561,420			73,000	
		2 体育施設費	189,323	7,391	196,714				7,391

節		説 明
区 分	金 額	
		会計年度任用職員報酬 1,740 期末手当 364 勤勉手当 306 会計年度任用職員費用弁償（通勤） 86
1 報 酬	922	○ミュージアム施設維持管理事業 1,319
3 職 員 手 当 等	354	会計年度任用職員報酬 922 期末手当 192 勤勉手当 162
8 旅 費	43	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 43
18 負担金、補助及び交付金	73,000	○プロサッカーによる地域の元気づくり推進事業 73,000 補助金 73,000
10 需 用 費	4,070	○氏家体育館管理事業 363
14 工 事 請 負 費	1,320	庁用器具費 363 ○喜連川体育館管理事業 242 庁用器具費 242
17 備 品 購 入 費	2,001	○その他の施設管理事業 769 庁用器具費 769 ○喜連川高校跡地管理及び整備事業 627 庁用器具費 627 ○さくらスタジアム管理事業 4,070 修繕料 4,070 ○SAKURAグリーンフィールド管理事業 1,320 工事請負費 1,320

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(265) 354	507,458	1,323,225	1,035,669	2,866,352	566,493	3,432,845	
補正前	(258) 354	496,230	1,323,225	1,031,333	2,850,788	566,493	3,417,281	
比 較	(7) 0	11,228	0	4,336	15,564	0	15,564	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,532	38,535	16,537	916	123,083	2,265
	補正前	26,532	38,535	16,537	916	123,083	2,265
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	44,676	394,679	336,962	22,900	0	614
	補正前	44,676	392,324	334,981	22,900	0	614
	比 較	0	2,355	1,981	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	27,970	0				
	補正前	27,970	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(4) 324	0	1,237,638	799,606	2,037,244	412,929	2,450,173	
補正前	(4) 324	0	1,237,638	799,606	2,037,244	412,929	2,450,173	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,532	19,205	16,537	916	118,830	2,265
	補正前	26,532	19,205	16,537	916	118,830	2,265
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	44,676	280,327	240,548	22,900	0	614
	補正前	44,676	280,327	240,548	22,900	0	614
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	26,256	0				
	補正前	26,256	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(261) 30	507,458	85,587	236,063	829,108	153,564	982,672	
補正前	(254) 30	496,230	85,587	231,727	813,544	153,564	967,108	
比 較	(7) 0	11,228	0	4,336	15,564	0	15,564	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	19,330	0	0	4,253	0
	補正前	0	19,330	0	0	4,253	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	114,352	96,414	0	0	0
	補正前	0	111,997	94,433	0	0	0
	比 較	0	2,355	1,981	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	1,714	0				
	補正前	1,714	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末まで の支出見込額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
7-プロサッカーによる地域 活性化に係る補助金	サッカー による地 域活性化 に係る経 費に充て ることを 指定して 寄附され た企業版 ふるさと 納税の額 と栃木SC 練習拠点 整備に係 る経費に 充てるこ とを指定 して寄附 されたふ るさと納 税の額と の合算額			令和7年度 令和9年度	限度額に 同 じ			全 額	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A + B - C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普 通 債	12,271,257	13,115,026	3,263,400	1,580,601	14,797,825
(1) 総務	5,283,309	4,740,810	41,700	603,590	4,178,920
(2) 民生	230,356	203,552	357,900	47,782	513,670
(3) 衛生	269,328	317,593	0	31,981	285,612
(4) 農林水産	487,621	484,832	55,500	60,613	479,719
(5) 商工	71,590	62,770	25,100	8,820	79,050
(6) 土木	2,435,836	2,524,539	738,000	398,306	2,864,233
(7) 消防	798,136	753,277	27,900	63,899	717,278
(8) 教育	2,695,081	4,027,653	2,017,300	365,610	5,679,343
2 災害復旧費	60,303	47,437	0	9,635	37,802
(1) 公共土木施設	33,193	28,034	0	5,161	22,873
(2) 農林水産業施設	27,110	19,403	0	4,474	14,929
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	12,331,560	13,162,463	3,263,400	1,590,236	14,835,627

議案第6号

令和7年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度さくら市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,267万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 繰	入 金		
		1 一	般 会 計 繰 入 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
150,060	3,080	153,140
150,060	3,080	153,140
619,591	3,080	622,671

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,678	3,080	5,758
1,445	3,080	4,525
619,591	3,080	622,671

令和7年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款		補 正 前 の 額
3 繰	入 金	150,060
歳 入 合 計		619,591

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
3,080	153,140	
3,080	622,671	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1 総	務 費	2,678	3,080
歳 出 合 計		619,591	3,080

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
5,758				3,080	
622,671				3,080	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		繰入金	150,060	3,080	153,140
	1	一般会計繰入金	150,060	3,080	153,140
		1 事務費繰入金	15,615	3,080	18,695

3 繰入金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 事務費繰入金	3,080	子ども・子育て支援事業費補助金（支援分） 3,080

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	2,678	3,080	5,758				3,080
	1	総務管理費	1,445	3,080	4,525				3,080
		1 一般管理費	1,445	3,080	4,525				3,080

1 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	3,080	○一般管理費 業務委託料
		3,080 3,080

議案第7号

令和7年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,696万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,366万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
8 繰入金			
		1 一般会計繰入金	
9 繰越金			
		1 繰越金	
歳入合計			

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
612,890	6,304	619,194
601,575	6,304	607,879
1	140,663	140,664
1	140,663	140,664
3,826,699	146,967	3,973,666

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
5 基 金 積 立 金			
		1 基 金 積 立 金	
6 諸 支 出 金			
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
108,963	1,311	110,274
62,972	1,311	64,283
0	10,073	10,073
0	10,073	10,073
18,036	135,583	153,619
1,503	135,583	137,086
3,826,699	146,967	3,973,666

令和7年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款			補 正 前 の 額
8 繰	入	金	612,890
9 繰	越	金	1
歳 入 合 計			3,826,699

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
6,304	619,194	
140,663	140,664	
146,967	3,973,666	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1	総 務 費	108,963	1,311
5	基 金 積 立 金	0	10,073
6	諸 支 出 金	18,036	135,583
歳 出 合 計		3,826,699	146,967

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
110, 274				1, 311	
10, 073				10, 073	
153, 619				135, 583	
3, 973, 666				146, 967	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰入金	612,890	6,304	619,194
	1	一般会計繰入金	601,575	6,304	607,879
		2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	12,579	4,033	16,612
		3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）	2,152	960	3,112
		4 その他一般会計繰入金	110,553	1,311	111,864

9		繰越金	1	140,663	140,664
	1	繰越金	1	140,663	140,664
		1 繰越金	1	140,663	140,664

8 繰入金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	4,033	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 4,033
2 過年度分	960	地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業） 960
2 事務費繰入金	1,311	事務費繰入金 1,311

1 繰越金	140,663	前年度繰越金 140,663

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	108,963	1,311	110,274				1,311
	1	総務管理費	62,972	1,311	64,283				1,311
	1	一般管理費	62,972	1,311	64,283				1,311

5		基金積立金	0	10,073	10,073				10,073
	1	基金積立金	0	10,073	10,073				10,073
	1	介護給付費 準備基金積 立金	0	10,073	10,073				10,073

6		諸支出金	18,036	135,583	153,619				135,583
	1	償還金及び 還付加算金	1,503	135,583	137,086				135,583
	2	介護給付費 返還金	0	135,583	135,583				135,583

1 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	891	○介護保険事務 1,311
		会計年度任用職員報酬 891
3 職 員 手 当 等	342	期末手当 186
		勤勉手当 156
8 旅 費	78	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 78

24 積 立 金	10,073	○基金積立金 10,073
		基金積立金 10,073

22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	63,489	○介護給付費等返還金 135,583
		償還金 63,489
27 繰 出 金	72,094	他会計繰出金 72,094

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(8) 8	23,660	27,647	26,729	78,036	8,960	86,996	
補正前	(8) 8	22,769	27,647	26,387	76,803	8,960	85,763	
比 較	(0) 0	891	0	342	1,233	0	1,233	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	492	686	240	15	4,000	0
	補正前	492	686	240	15	4,000	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	477	11,031	9,225	0	0	0
	補正前	477	10,845	9,069	0	0	0
	比 較	0	186	156	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	563	0				
	補正前	563	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 8	0	27,647	17,902	45,549	8,960	54,509	
補正前	(0) 8	0	27,647	17,902	45,549	8,960	54,509	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	492	269	240	15	4,000	0
	補正前	492	269	240	15	4,000	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	477	6,475	5,371	0	0	0
	補正前	477	6,475	5,371	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	563	0				
	補正前	563	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(8) 0	23,660	0	8,827	32,487	0	32,487	
補正前	(8) 0	22,769	0	8,485	31,254	0	31,254	
比 較	(0) 0	891	0	342	1,233	0	1,233	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	417	0	0	0	0
	補正前	0	417	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	4,556	3,854	0	0	0
	補正前	0	4,370	3,698	0	0	0
	比 較	0	186	156	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

議案第8号

令和7年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度さくら市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度さくら市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支	（補正予定額） 出	（計）
第1款 水道事業費用	913,466千円	1,298千円	914,764千円
第1項 営業費用	813,466千円	1,298千円	814,764千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

（追加）

事項	期間	限度額
非常用発電機更新工事（桜ヶ丘受水場、穂積中継ポンプ場）	令和7年度から令和8年度まで	83,138千円
仮設発電機リース（桜ヶ丘受水場、穂積中継ポンプ場）	令和7年度から令和8年度まで	638千円

令和7年9月3日 提出

さくら市長 中村 卓資

令和7年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

- 1 令和7年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
 - 2 令和7年度さくら市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書
 - 3 債務負担行為に関する調書
 - 4 令和7年度さくら市水道事業会計補正予定貸借対照表
- 令和7年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）明細書

令和7年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款 項 目		既決予定額	補正予定額	計	備 考
1.	水道事業費用	913,466	1,298	914,764	
	1. 営業費用	813,466	1,298	814,764	
	2. 配水及び給水費	88,120	1,298	89,418	

令和7年度さくら市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	2, 472, 200
減価償却費	459, 071, 000
減損損失	1, 000
賞与引当金の増減額（減少△）	193, 400
貸倒引当金の増減額（減少△）	80, 000
資産減耗費	5, 047, 000
受取利息及び受取配当金	△5, 982, 000
長期前受金戻入	△58, 423, 000
支払利息	68, 439, 000
未収金の増減額（増加△）	△3, 871, 776
未払金の増減額（減少△）	△16, 048, 429
貯蔵品の増減額（増加△）	△8, 325, 448
小計	442, 652, 947
利息及び配当金の受取額	7, 160, 725
利息の支払額	△68, 439, 000
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>381, 374, 672</u>

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△537, 484, 700
投資有価証券の売却等による収入	100, 000, 000
有価証券の取得による支出	△600, 000, 000
有価証券の売却等による収入	700, 000, 000
国庫補助金等による収入	29, 379, 000
工事負担金による収入	3, 062, 000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△305, 043, 700

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	225, 000, 000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△302, 242, 242
財務活動によるキャッシュ・フロー	△77, 242, 242

資金増加額（又は減少額）	△911, 270
資金期首残高	<u>1, 192, 710, 328</u>
資金期末残高	1, 191, 799, 058

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益	損益勘定留保資金
4-水道施設運転管理業務委託	190,740	令和5年から令和6年度まで	104,170	令和7年度	86,570	86,570	—
5-上下水道料金等徴収等業務委託	210,000	令和6年度	38,800	令和7年度から令和10年度まで	171,200	171,200	—
5-水質検査業務委託	19,812	令和6年度	6,236	令和7年度から令和8年度まで	13,576	13,576	—
6-押上浄水場配水ポンプ及びテレメーター盤更新	67,890	令和6年度	0	令和7年度	67,890	—	67,890
7-野辺山浄水場大規模更新工事	130,500	—	—	令和7年度から令和8年度まで	130,500	—	130,500
7-専用回線廃止に伴うテレメータ更新工事	55,000	—	—	令和7年度から令和8年度まで	55,000	—	55,000
7-非常用発電機更新工事（桜ヶ丘受水場、穂積中継ポンプ場）	83,138	—	—	令和7年度から令和8年度まで	83,138	—	83,138
7-仮設発電機リース（桜ヶ丘受水場、穂積中継ポンプ場）	638	—	—	令和7年度から令和8年度まで	638	638	—

令和7年度さくら市水道事業会計予定貸借対照表

令和8年3月31日

(税抜 単位：円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		540,151,872	
ロ 建物	279,234,775		
減価償却累計額	<u>△178,076,845</u>	101,157,930	
ハ 構築物	19,328,776,899		
減価償却累計額	<u>△9,198,752,598</u>	10,130,024,301	
ニ 機械及び装置	2,097,311,710		
減価償却累計額	<u>△1,526,901,632</u>	570,410,078	
ホ 車両運搬具	5,766,219		
減価償却累計額	<u>△4,585,996</u>	1,180,223	
ヘ 工具器具及び備品	3,438,587		
減価償却累計額	<u>△3,300,430</u>	138,157	
ト 建設仮勘定		<u>127,509,060</u>	
有形固定資産合計			11,470,571,621
(2) 無形固定資産			
イ 水利権		<u>409,388,290</u>	
無形固定資産合計			409,388,290
(3) 投資その他資産			
イ 投資有価証券		<u>217,075,865</u>	
投資その他資産合計			<u>217,075,865</u>
固定資産合計			12,097,035,776

2 流動資産

(1) 現金・預金		1,191,799,058	
(2) 未収金	47,484,055		
貸倒引当金	<u>△950,000</u>	46,534,055	
(3) 有価証券		600,000,000	
(4) 貯蔵品		16,650,896	
(5) その他流動資産		<u>700,000</u>	
流動資産合計			<u>1,855,684,009</u>
資産合計			<u>13,952,719,785</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 4,698,627,191

企業債合計 4,698,627,191

固定負債合計 4,698,627,191

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 307,476,782

企業債合計 307,476,782

(2) 未払金 86,815,019

(3) 引当金 5,806,900

(4) その他流動負債 700,000

流動負債合計 400,798,701

5 繰延収益

(1) 長期前受金 1,464,949,497

(2) 長期前受金収益化累計額 △655,973,797

繰延収益合計 808,975,700

負債合計 5,908,401,592

資本の部

6 資本金

(1) 資本金 4,050,257,019

資本金合計 4,050,257,019

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 補助金 364,297,812

ロ 受贈財産評価額 700,921,396

ハ 寄附金 71,000,000

ニ 工事負担金 915,302,589

ホ その他資本剰余金 65,212,640

資本剰余金合計 2,116,734,437

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 248,293,498

ロ 建設改良積立金 1,319,635,367

ハ 当年度未処分利益剰余金 309,397,872

利益剰余金合計 1,877,326,737

剰余金合計 3,994,061,174

資本合計 8,044,318,193

負債・資本合計 13,952,719,785

令和7年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）明細書
収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既 予 定 額	決 算 補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 水道事業費用	913,466	1,298	914,764			
1. 営業費用	813,466	1,298	814,764			
2. 配水及び給水費	88,120	1,298	89,418	16. 賃借料	1,298	仮設発電機リース（桜ヶ丘 受水場、穂積中継ポンプ 場）

議案第 9 号

令和 6 年度さくら市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度さくら市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日 提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 10 号

令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画
整理事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 11 号

令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 12 号

令和 6 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 13 号

令和 6 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度さくら市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日 提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 14 号

令和 6 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び
決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度さくら市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度さくら市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 15 号

令和 6 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及
び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度さくら市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度さくら市下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 16 号

市有財産の貸付けの変更について

市有財産の貸付け（令和 7 年 3 月 21 日議決）について、下記のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

記

1 貸付け財産

種 類	土 地
所在地	変更前 栃木県さくら市喜連川 886 番地外 22 筆
	変更後 栃木県さくら市喜連川 886 番地外 29 筆
面 積	変更前 17,276 m ²
	変更後 17,549 m ² （当該貸付け拡張に係る部分 227 m ² ）

2 貸付けの価額

無償

3 相手方

栃木県宇都宮市二番町 1-7
株式会社栃木サッカークラブ
代表取締役社長 橋本 大輔

4 貸付け目的

株式会社栃木サッカークラブに、無償貸し付けすることにより、スポーツの普及や振興、健康づくりの推進、交流人口の拡大を図ると共に、地域の発展及び活性化に寄与しようとするもの

5 貸付け期間

変更前 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日
変更後 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（当該貸付け拡張に係る部分（227 m²）については、議会の議決のあった日から令和 12 年 3 月 31 日）

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 17 号

土地改良事業の施行について

土地改良事業の施行にあたり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、同事業計画の概要について議会の議決を求める。

1 事業名 農村地域防災減災事業
 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）

2 地区名 向溜地区（さくら市下河戸地内）

3 事業概要 向溜改修
 堤体工 堤高 4.2m
 堤長 90.0m

 余水吐工 堤長 4.0m
 敷標高 11.0m

4 概算事業費 173,000 千円

5 事業期間 令和 8 年度から令和 9 年度まで

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 18 号

土地改良事業の施行について

土地改良事業の施行にあたり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、同事業計画の概要について議会の議決を求める。

1 事業名 農村地域防災減災事業
 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）

2 地区名 笹山溜池地区（さくら市下河戸地内）

3 事業概要 笹山溜池改修
 堤体工 堤高 2.8m
 堤長 39.0m

 余水吐工 堤長 8.0m
 敷標高 97.91m

4 概算事業費 49,000 千円

5 事業期間 令和 8 年度から令和 9 年度

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 19 号

土地改良事業の施行について

土地改良事業の施行にあたり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、同事業計画の概要について議会の議決を求める。

- 1 事業名 農村地域防災減災事業
 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）
- 2 地区名 鹿子畑池（下）地区（さくら市鹿子畑地内）
- 3 事業概要 鹿子畑池（下）改修
 堤体工 堤高 6.4m
 堤長 50.0m

 余水吐工 堤長 0.85m
 敷標高 93.59m
- 4 概算事業費 131,000 千円
- 5 事業期間 令和 8 年度から令和 9 年度まで

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 20 号

土地改良事業の施行について

土地改良事業の施行にあたり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、同事業計画の概要について議会の議決を求める。

1 事業名 農業水路等・長寿命化防災事業

2 地区名 湯前山池地区（さくら市下河戸地内）

3 事業概要 湯前山池改修

堤体工	堤高	2.6m
	堤長	64.0m

余水吐工	堤長	9.0m
	敷標高	98.56m

4 概算事業費 79,000 千円

5 事業期間 令和 8 年度から令和 10 年度まで

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 21 号

土地改良事業の施行について

土地改良事業の施行にあたり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、同事業計画の概要について議会の議決を求める。

- 1 事業名 農村地域防災減災事業
 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）
- 2 地区名 鹿子畑池（上）地区（さくら市鹿子畑地内）
- 3 事業概要 鹿子畑池（上）改修
 堤体工 堤高 4.5m
 堤長 53.0m

 余水吐工 堤長 10.0m
 敷標高 95.52m
- 4 概算事業費 116,000 千円
- 5 事業期間 令和 9 年度から令和 11 年度まで

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

議案第 22 号

土地改良事業の施行について

土地改良事業の施行にあたり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、同事業計画の概要について議会の議決を求める。

1 事業名 農村地域防災減災事業
 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）

2 地区名 新溜地区（さくら市下河戸地内）

3 事業概要 新溜改修
 堤体工 堤高 3.6m
 堤長 84.0m

 余水吐工 堤長 15.0m
 敷標高 98.20m

4 概算事業費 151,000 千円

5 事業期間 令和 9 年度から令和 11 年度まで

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

専決処分第 11 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 6 月 23 日

さくら市長 中 村 卓 資

市は、令和 6 年 12 月 22 日に発生した事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方

(1) 住所

(2) 氏名

2 事故の概要

令和 6 年 12 月 22 日午後 1 時頃、さくら市櫻野 1789 番地（さくら市総合公園敷地内）において、相手方が当該駐車場を利用してサッカー観戦をしていたところ、駐車していた車両に枝が落下したことにより、車体に傷が生じたもの。

3 損害賠償額

金 434,945 円

報告第 2 号

一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

報告第 3 号

株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書を別冊のとおりに提出する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

報告第4号

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、別冊監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	—	(13.08 %)
・連結実質赤字比率	—	(18.08 %)
・実質公債費比率	7.7%	(25.0 %)
・将来負担比率	—	(350.0 %)

2 資金不足比率

・水道事業会計	—	(20.0 %)
・下水道事業会計	—	(20.0 %)

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

注2 ()内は当市の令和6年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

令和7年9月3日提出

さくら市長 中村卓資